

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成26年 9月

阿蘇郡西原村

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの能率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年党が目標 とすべき農業経営の指標	10
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	11
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	利用権設定等促進事業に関する事項	13
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	18
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	21
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	21
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	22
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	22
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	24
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	24
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準	24
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	24
第 6	その他	26
	別紙 1 (第 4 の 1 (1) ⑥ 関係)	27
	別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 西原村は、熊本県の中心都市である熊本市の東方約20km、熊本空港から約5km、阿蘇外輪山の西斜面に位置し、米を中心に畜産、野菜等を組み合わせた複合経営を行ってきたが、近年、土地基盤の整備の実施や近代化施設の整備が進み、米以外の新しい作物として、甘藷、里芋を中心とし、メロン、トマトなどの施設園芸が定着したが、近年の農産物の価格低迷により新しい作物への転換が検討され栽培に取り組んでいるところである。

今後は、特にこのような施設園芸において、安定的に作付けできる作目・作型を、担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また甘藷、里芋については、消費者ニーズに合致した品種への転換を推進し有利販売を目指すことで農家所得の向上を図るものとする。さらに耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 西原村の農業構造については、昭和40年代の空港開設以来、飛躍的なアクセスの改善により急速な兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が高まり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが兼業農家の高齢化や後継者の不足を理由に貸借を中心とし流動化が進みつつある。

集約的農業である施設園芸については減少傾向が見え始めており、また村特有の局地風による被害や価格の下落により作目の転換を強いられるなど問題を抱えている。このことから契約栽培をはじめとする流通の改善と直売所向けの少量多品目小物野菜や、風害の影響を受けにくい作物などの新規作目への取り組みが急務である。

さらに、外国産をはじめとする産地間競争に打ち勝つために有機栽培への取り組みにより優良作物と既存の作物の差別化を行うための流通の改革を行う。

3 西原村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、西原村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

4 西原村は、将来の西原村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、西原村は、農業協同組合、農業委員会、農業普及振興課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、西原村担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を図るため、経営改善計画の樹立支援を行う。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の西原村担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断や専門家による経営診断の実施により経営改善計画の目標達成を目指す。また認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業支所単位の研修会の開催等を農業普及振興課の協力を受けつつ行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。農業経営の法人化に当たっては法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行う。また農業法人に対しては先進的事例研修会等の実施や、6次産業化などの経営の多角化・複合化の取り組み支援を行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、低コスト、高品質生産と調和を図りながら、機械化、省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の労働力を外部に求めるなどにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対応を行う。

また、併せて集約的な営農展開を助長するため、農業普及振興課や農業協同組合等と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農業委員を中心に全村的に集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、阿蘇農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は土地利用型自立経営体の経営補完と兼業農家等で組織する上で、重要な位置付けを持っており、オペレーター育成、受委託の積極的な促進等を図ることにより地域の営農実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図ることで組織の経営力強化を図り、体制が整ったものについては地域の実態に応じた法人化を推進する。

特に、中山間地域である旧村河原地区などの組織化が進んでいない地域や認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、村、JAと連携して座談会を開催するなどして地域の合意形成

を基本に農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした地域営農組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を目指す。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請による女性認定農業者の拡大と家族経営協定の普及を図り、収益配分及び経営方針・計画の決定などの内容の充実を図る。あわせて集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すもののみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、西原村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした構造改善事業や生産総合事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 西原村は、西原村地域担い手育成総合支援協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業普及振興課の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

西原村の平成25年の新規就農者は3人であり、過去5年間では、新規就農支援関連事業の充実により増加した傾向にあった。従来からの基幹作物である甘藷等畑作物の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、西原村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標390人を踏まえ、西原村においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で1増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

西原村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の2/3程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた西原村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については阿蘇地域振興局農業普及・振興課や、JA阿蘇が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 山西地区

農地のまとまりがあり、ほ場整備が進んでいる山西地区では、従来からの基幹作物である甘藷、里芋を中心とした畑作が主に行われている。新規就農施策を重点的に推進（1～2人程度）する地区としてJA阿蘇、西原村担い手育成総合支援協議会と連携し、甘藷、里芋の栽培技術の指導や販路の確保を行い、現在行っている甘藷の品種転換により新品種の定着を図るとともに、新技術の導入等により青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的にその生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

イ 河原地区

棚田が中心で狭小不整形な農地が多い河原地区では、農業委員会、JA阿蘇、地域担い手育成総合支援協議会と連携し、よりほ場条件の良い農地を斡旋するとともに、土地条件に適した作物の選定の支援を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に西原村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、西原村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、稼げる農業を実現するため、加工、流通、観光などを取り入れた多角化の経営事例を掲載する。

(1) 類型設定の基準

①家族経営

- ア 目標農業所得・・・概ね750万円以上
 - ・主たる従事者1人当たり375万円程度
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 自家労働・・・1経営体当たり経営者を含めて2人～3人
- エ 雇用労働力・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

②法人経営

- ア 所得・・・1法人当たり概ね1,500万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・雇用労働力の導入

(2) 経営類型

①家族経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ 甘藷＋ いちご	<作付面積> 水稲 1.0ha いちご 0.35ha 甘藷 1.0ha <経営面積> 2.35ha <農業所得> 785万円 <労働時間> 6,640時間	いちご ・省力育苗システムの導入 ・出荷規格の適正化 ・高設栽培による生産性向上と軽作業化 甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・規模拡大による低コスト化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 <資本装備> 連棟ハウス、自動開閉装置 灌水装置、加温機、高設栽培 作うね同時マルチ機、収穫機 水洗い・研磨機、甘藷貯蔵庫	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器の導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

<p>水稲＋ ミニトマト ＋甘藷</p>	<p><作付面積> 水稲 1.0ha ミニトマト 0.3ha 甘藷 1.5ha <経営面積> 2.8ha <農業所得> 725万円 <労働時間> 6,150時間</p>	<p>ミニトマト ・地力の増進による品質の高上 ・契約取引による経営安定 甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・規模拡大による低コスト化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 <資本装備> 連棟ハウス、暖房機 作うね同時マルチ機、収穫機 水洗い・研磨機、甘藷貯蔵庫</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器の導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>水稲＋ 甘藷＋ 里芋</p>	<p><作付面積> 水稲 1.0ha 里芋 0.6ha 甘藷 3.0ha <経営面積> 4.6ha <農業所得> 653万円 <労働時間> 3,560時間</p>	<p>甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・規模拡大による低コスト化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定 <資本装備> 作うね同時マルチ機、収穫機 水洗い・研磨機、甘藷貯蔵庫</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器の導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>酪農単一</p>	<p><飼養頭数> 搾乳牛 40頭 育成牛 13頭 <作付面積> 飼料 6ha <経営面積> 6ha <農業所得> 865万円 <労働時間> 3,960時間</p>	<p>・飼料畑の集団化 ・牛群検定、検定済種雄牛の利用、受精卵移植技術の応用による優良牛の確保 ・省力的施設・機械による効率的経営 <資本装備> フリーストール畜舎 ミルクパラー方式牛舎 自給飼料生産機械一式 堆肥舎、尿溜槽</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減</p>

<p>水稲＋ 肉用牛＋ 甘藷</p>	<p><飼養頭数> 繁殖牛 24 頭 肥育牛 22 頭 <作付面積> 水稲 1.0ha 甘藷 1.3ha 飼料 1.0ha 牧草 1.0ha <経営面積> 4.3ha <農業所得> 673 万円 <労働時間> 2,680 時間</p>	<p>肉用牛 ・牧野の共同放牧による低コスト、省力化 ・混合飼料利用 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換 甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・規模拡大による低コスト化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 <資本装備> 繁殖牛舎、肥育牛舎、堆肥舎 飼料生産機械一式 作うね同時マルチ機、収穫機 水洗い・研磨機、甘藷貯蔵庫</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器の導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>養豚一貫</p>	<p><飼養頭数> 繁殖豚 100 頭 <農業所得> 776 万円 <労働時間> 3,960 時間</p>	<p><資本装備> 繁殖豚舎、肥育豚舎、育成豚舎 堆肥舎、尿溜槽、ホイルローダー、フォークリフト、ショベルローダー ・畜産環境保全対策の実施</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>

②法人経営

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
酪農単一	<飼養頭数> 搾乳牛 80 頭 育成牛 27 頭 <作付面積> 飼料 10ha <経営面積> 10ha <農業所得> 1,613 万円 <労働時間> 7,920 時間	・飼料畑の集団化 ・牛群検定、検定済種雄牛の利用、 受精卵移植技術の応用による 優良牛の確保 ・省力的施設・機械による効率的 経営 <資本装備> フリーストール畜舎 ミルキングパーラー方式牛舎 自給飼料生産機械一式 堆肥舎、尿溜槽	・複式簿記記帳の 実施による自 己分析能力の 向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資 本の充実	・社会保険等の加 入 ・労災保険用へ の加入 ・労働環境の快適 化のための農作 業環境の改善 ・ヘルパー制度 の活用による 定休日確保
養豚一貫	<飼養頭数> 繁殖豚 200 頭 <農業所得> 1,552 万円 <労働時間> 7,920 時間	S P F 豚による効率的な大規模 経営 ・ S P F 豚導入 ・常雇用による定休日確保 <資本装備> 繁殖豚舎、肥育豚舎、育成豚舎 堆肥舎、尿溜槽、ホイルローダー、 フォークリフト、ショベルローダ ー	・複式簿記記帳の 実施による自 己分析能力の 向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資 本の充実	・社会保険等の加 入 ・労災保険用へ の加入 ・労働環境の快適 化のための農作 業環境の改善 ・雇用労働力の 導入

(3) 多角化の事例

経営の タイプ	対象品目	加工内容	取組みのポイント
個別農業経営 + 自社(自家) 加工	甘藷	菓子類 惣菜類	自社(自家)加工所を設置し、加工規格(青果規格外品利用)農産物等を活用して饅頭、団子、スイートポテト等に加工し、地元物産館や直売所へ周年出荷。比較的、基本装備への投資が少なく済む。
	酪農	アイスクリーム、ジェラート	観光農場的環境を整備し、自家生産の牛乳を使った自家製アイスクリーム、ジェラートを製造・販売。搾乳した牛乳の殺菌施設を伴う乳製品製造施設の整備が必要である。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に 西原村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、西原村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
甘藷＋ 里芋	<作付面積> 里芋 0.3ha 甘藷 1.5ha <経営面積> 1.8ha <農業所得> 250万円 <労働時間> 1,640時間	甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・規模拡大による低コスト化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定 <資本装備> トラクター1台、作うね同時マルチ機1台、収穫機1台、水洗い・研磨機1台、甘藷貯蔵庫他	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器の導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族労働力 2名 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
施設 野菜	<作付面積等> ミニトマト=20a 里芋=20a <経営面積> 40a <農業所得> 250万円 <労働時間> 1,600時間	ミニトマト ・地力の増進による品質の高上 ・契約取引による経営安定 <資本装備> パイプハウス 1棟 トラクター 1台 管理機 1台 他		

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
ニンジン	<作付面積等> ニンジン 5ha <経営面積> 5ha	<資本装備> トラクター、播種機、収穫機、選別機、洗浄機、サブソイラー他	・経営体の体質強化のための自己資本の充実 ・青色申告の実施 ・PCを活用した経営管理	・主たる農業従事者=3名 ・施設機械の効率的利用や農繁期における臨時雇用の確

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：67% なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は平成32年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農状況の実態等の現状

西原村の山西地区では、水田、畑共にほ場整備が進んでおり、優良な農用地として、水稻、いも類、野菜、飼料用作物、施設園芸等の生産団地として利用されているが、農業従事者の高齢化が進んできており、認定農業者等を中心とした担い手への農地利用集積を図り農業の高度化を図る必要がある。

また、河原地区では、棚田及び傾斜のきつい畑が多く小規模な稲作を中心とした兼業農家が多い地域であり、認定農家等の担い手農家も少なく利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題になっている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

西原村では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

西原村の農地利用のビジョン実現を図るため、村内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、村関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

西原村は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、西原村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

西原村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

る。

ア 本村においてほ場整備の未実施地区については県営又は団体営ほ場整備事業を継続して推進し、ほ場区画の大型化による高能率農地の集積を計画的に図る。

特に担い手農業者による規模拡大農地の連担的な条件下でほ場整備の完了している地域については効率的な農地の高度利用を図るため、利用権設定等促進事業を推進し、更に効率的な機械化を含めて生産が行えるよう努める。

イ 営農指導体制の充実を図るために先進的な生産部会を充実し、これを基本に営農の総合的な推進を図るため、各関係機関による総合営農強化対策プロジェクトチームを設置し、指導体制の強化を図る。

更に、西原村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農業生産法人以外の法人等」という。）を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他

の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が該当事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)付則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農業生産法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 西原村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号構造改善局長通達。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 西原村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

① 西原村は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 西原村は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 西原村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

① 西原村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、西原村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 西原村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 西原村の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体が、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 西原村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 西原村は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、西原村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 西原村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受け利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
- ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
- イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、市町村の長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

(I) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

西原村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

西原村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を西原村の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

西原村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

西原村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 西原村の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 西原村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り

消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 西原村は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を西原村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 西原村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地利利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 西原村は、西原村の全域又は一部を区域として農地利利用集積円滑化事業を行う農地利利用円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 西原村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地利利用集積円滑化事業を促進するため、農地利利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農地利利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利利用改善事業の実施の促進

西原村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農地利利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農地利利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農地利利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われる場合は、当該単位。）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農地利利用改善事業の内容

農地利利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農地利利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を西原村に提出して、農用地利用規程について西原村の認定を受けることができる。
- ② 西原村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 西原村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を西原村の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事

項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 西原村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申請に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は農用地利用規定に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の規定がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には当該農用地について利用権の設定又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 西原村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 西原村は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、西原村担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

西原村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

西原村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

さらに、ゆとりある農業経営を切り開くために、各作目の生産専門部会、青壮年部会、婦人部、特に専業農家を中心に経営改善研究グループを設置し、関係機関の協力の下に、パソコン研修、青色申告研修などの学習機関を設置する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

① 西原村は、県下一円を区域として特例事業を行う（公財）熊本県農業公社との連携の下に、

普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

- ② 西原村、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

西原村は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 西原村は、今後とも農業生産基盤の整備を促進して、水田の有効利用を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が積極的に農地の集積を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 西原村は、水田営農活性化対策への積極的な取り組みによって稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図る。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 西原村は、農家の経営体質強化と安定的な生産を行うため、優れた経営能力を持った農家と技術者の育成を強化して、高度技術の研修、経営分析を行う担い手農家を育成する。

エ 西原村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

西原村は、農業委員会、農業普及振興課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、西原村地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、西原村は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

阿蘇地域振興局農業普及・振興課、JA阿蘇などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

西原村が主体となって熊本県立農業大学校や阿蘇地域振興局農業普及・振興課、農業委員、指導農業士、JA阿蘇等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためにJA阿蘇青壮年部西原支部への参加を促すとともに、西原村認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や俵山物産館萌の里出荷協議会とも連携して、俵山物産館萌の里への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、阿蘇地域振興局農業普及・振興課による阿蘇地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については西原村担い手育成総合支援協議会、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては阿蘇地域振興局農業普及・振興課、JA組織、西原村認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

西原村においては、これまで農業従事者の高齢化や兼業による担い手の減少に伴い、山間部はもとより、平坦部でも耕作放棄地が出てきている。

また、この後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、農地を管理していくことが難しくなり貸付等の意向が強まることが予測されている。

このような状況の中で将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが緊急の課題となっている。

このため、農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農用地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とし、具体的には①従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積促進する取組を行っていること、②地域の農用地利用状況、農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 西原村における農地利用集積円滑化事業は、西原村全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 西原村を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地保有及び利用の状況、農作業の実施状況等から、実施主体が農地利用集積円滑化事業を適切に実施することができると思込まれる一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、西原村が村全体における事業実施地域の調整を行う。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地の利用集積を円滑に推進するため、農地中間管理機構との連携強化を図り、利用権の設定や所有権の移転を促進する。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方（農業生産法人以外の法人等については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る）又は農作業の委任に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地中間管理機構を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付等を行う相手とすることができる。

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。

③ 当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件を勘案して定めることとする。

② 農用地等の借賃については、農地法第52条の規程により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県、県農業会議、村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。

② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、村が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成26年 9月 日から施行する。

別紙 1 (第 4 の 1 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ 法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないとして認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における</p>

賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき西原村が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>